



平成 27 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 テンアライド株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯田永太
(コード番号 8207 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 大山勝人
電話番号 03-5768-7470

「コーポレートガバナンス基本方針」制定のお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 14 日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンス基本方針」（別紙）を制定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

(別 紙)

テンアライド株式会社 コーポレートガバナンス基本方針 (平成 27 年 12 月 14 日制定)

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

「お客様への四つの誓い（1.良いものを安く 2.早く 3.清潔に 4.最高の雰囲気で）」の実践を通じて、お客様に最高の満足提供の着実な実現を目指し、当社が最適と考えるガバナンス体制を構築・機能させるため、その基本方針を策定し、継続的な質的向上に取り組む。また、その取り組みを通じ、企業の社会的責任の遂行および経営の効率化と透明性を高め適正かつ迅速な意思決定をする機能をより高めることを目指す。

2. 会社の機関

当社は当社定款第 30 条に基づき「監査役会設置会社」とする。取締役会において、経営の重要な意思決定やその業務執行を監督するとともに、各取締役の職務執行状況を監査する。

3. 取締役会

（1）取締役会の役割・責務

当社取締役会は当社経営理念の実現を目指し、株主に対する責任を踏まえ、当社の継続的成长と企業価値向上に資すべくその責務を果たす。

- ① 当社取締役会は、会社事業を発展継続するための重要な企業戦略を定めるとともに、その業務執行を監督する。
- ② 当社取締役会は、法令により取締役会の専決とされている事項および当社の取締役会規程に定める経営上の重要事項を決定し、それ以外の業務執行の決定権限は代表取締役および各組織の部門長に権限する。

（2）取締役会の規模

- ① 当社取締役会は、迅速かつ適正な意思決定および取締役会に責務の範囲を考慮して、会社定款第 19 条に基づき取締役の員数を 14 名以内で構成する。
- ② 当社取締役会は、求められる役割と責務を果たし、また取締役全体での多様性を保つべく、知識・経験および能力を有する者がバランスよく取締役に選任されるよう考慮して候補者を指名する。
- ③ 当社取締役会は、次に掲げる事項を充足する社外取締役を複数名含むものとし、取締役会の透明性を確保するとともに、取締役会全体としての知識・経験および能力を補完する。
 - i) 企業経営、コンプライアンス、リスク管理、財務会計、内部統制、経済政策、組織・カルチャー改革、事業精通、グローバル経営のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有している
 - ii) 当社グループの経営全体を俯瞰・理解する力、本質的な課題やリスクを把

- 握する力、ならびに取締役会や業務執行取締役および執行役員に対する的確な意見表明を行う力を有している
- ④ 複数名の社外取締役および監査役は、業務の執行と一定の距離を置いた立場で取締役会の監視を行う。
- (3) 取締役会の運営・実効性確保
- ① 議長
- 議長は、取締役会での議論が自由闊達に行われるようにはじめ、各取締役および各監査役の意見表明の機会確保に努める。
- ② 取締役会運営
- i) 取締役会の開催日時および決議事項を事前に定め、取締役会の円滑な開催運営に努める。
- ii) 総務部を取締役会事務局と定め、取締役会の決議事項に関する審議に必要な資料を各取締役および監査役に対して、原則事前に所定の方法で提供し、審議に必要な情報が十分に共有された上で運営できる体制を整備する。
- iii) 取締役会への執行役員および部門長の参加
- 議長は、必要に応じて決議事項の審議のために必要な説明を、執行役員および各部門長を取締役会の席上で行わせ、審議に必要な情報が十分に共有された上で運営できる体制を整備する。
- iv) 議事録
- 取締役会は、議事の経過の要領および結果を記載した議事録を作成し、保管する。
- ③ 内部統制・リスク管理体制
- 取締役会は、内部統制・リスク管理体制の実効性を確認するため、専属の期間である内部統制推進部より毎事業年度初に前事業年度における内部統制・リスク管理に関する推進状況および課題の報告を受け、評価を行う。
4. 監査役会
- (1) 監査役の役割・責務
- 監査役は取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、当社が、様々なステークホルダーの利害に配慮し、健全で持続的な企業の成長と企業価値の創出を実現することを、取締役会と協働してバックアップする責務を負う。
- (2) 監査役会の構成
- 監査役会は、多様な知識、経験および能力を有する者がバランスよく配置されるよう考慮して構成する。
- ① 常勤の監査役を選定する

- ② 財務・会計や税務に関して担当程度の知識経験を有する者を監査役に含める。
- ③ 監査体制の独立性・中立性をより高めるため、過半数は社外監査役とする。

(3) 監査役会の運営・実効性確保

① 議長

- i) 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。
- ii) 議長は、監査役会から委嘱を受けた職務を執行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げてはならない。

② 監査役会の運営

- i) 予め定めている監査役会規則・監査基準に基づき、年度ごとに定める監査方針と監査計画に沿って監査を実施する。
- ii) 監査役会は各監査役による監査の実効性を確保するための体制整備に努める。
- iii) 監査役会は、社外取締役の情報収集力の強化のための連携確保に努める。
- iv) 監査役の責務を果たすため、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速な意思決定が可能になるための環境整備に努め、取締役等に対し必要な情報を求めるとともに、能動的・積極的に意見表明するよう努める。

③ 議事録

監査役会は、議事の経過の要領および結果を記載した議事録を作成し、保管する。

(4) 会計監査人および内部監査部門等との連携

① 会計監査人との連携

- i) 監査役会は、監査時間が十分確保されるよう監査日程を決定し、会計監査人と確認する。
- ii) 監査役会は、会計監査人と定期的に会合する。
- iii) 監査役会と会計監査人は、監査方針・計画、監査実施状況・結果等の情報を共有化し、監査役は隨時会計監査人による監査に立ち会って、監査方法の妥当性について検証する。
- iv) 監査役は、経理部や内部監査部等会計監査人の行う業務に關係する部署にヒアリングを実施し、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容決定を行う。
- v) 監査役会は、日本公認会計士協会の定める独立性基準に基づき、会計監査人および監査業務に従事する職員の独立性を判断する。専門性については、これまでの監査実績等を踏まえて判断する。

② 内部監査部および内部統制推進部等との連携

- i) 監査役は、内部監査部と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査の実

施に努める

- ii) 監査役と内部監査部は、期初の監査方針・計画に関する意見交換を行うほか、期中において随時監査に立ち会うとともに、監査結果の指摘事項に対する適正性等に対する意見交換を行う
- iii) 監査役は、内部統制推進部その他必要と認める部署から内部統制システムの構築・運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を受ける。

5. 会計監査人の役割・責務

- ① 会計監査人は、当社に開示情報の信頼性を担保する役割を、株主の負託を受けて独立の立場を保持し、その責務を果たす。
- ② 当社は、会計監査人がその責務を果たし、監査が適切かつ効率的に行われるよう、十分な情報提供に努め、協力する。

6. 取締役・監査役等

(1) 現状の指名手続き

① 取締役

人事部が候補者原案を策定し代表取締役社長に提案する。代表取締役社長は当該提案を踏まえ、検討結果を取締役会に上程し、取締役会は株主総会で提案する取締役候補者を決定する。また、選任理由については社外開示を行う。

② 監査役

監査役会が候補者原案を策定し代表取締役社長に提案する。代表取締役社長は当該提案を踏まえ、検討結果を取締役会に上程し、取締役会は株主総会で提案する取締役候補者を決定する。なお、監査役候補者の選任方針の内容、監査役選任議案を決定する手続き、補欠監査役の選任の要否等は、監査役会と取締役会との間で予め協議の上決定されるものとする。また、選任理由については社外開示を行う。

③ 執行役員

人事部が当社の事業に精通した者で、能力・経験・実績等多角的な観点から候補者原案を策定し代表取締役社長に提案する。代表取締役社長は当該提案を踏まえ、検討結果を取締役会に上程し決定する。

(2) 任期

① 取締役

取締役の任期は、当社定款第 21 条に定めるところにより、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 監査役

監査役の任期は、当社定款第 34 条に定めるところにより、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時

までとする。また、会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。)

(3) 独立性・兼任方針

①社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員を選任する場合、平成27年5月1日施行の改正会社法の定めを順守する。

②兼任方針

当社は、取締役・監査役が当社以外の役員等の兼任をする場合、当社取締役・監査役として求められる役割と責務を果たすために必要な時間を確保し、善管注意義務履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況については毎年開示する。

(4) 取締役・監査役に対するトレーニング

当社は、取締役・監査役に対して、その求められる役割と責務を果たすため、必要に応じて、会計、監査、法令、当社事業に関する特有の知識習得を目的とする研修を実施し、会社はその費用を負担する。

(5) 支援体制・社外アドバイザーへの委嘱

各取締役および監査役は、その職務の遂行に当たり必要と考えるときは、当社の費用により弁護士、公認会計士等外部専門家の助言を受けることができる。

7. 株主等との関係

(1) 株主総会

①当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であるため、株主の十分な権利行使期間を確保し、株主が適正に権利行使できる環境の整備が必要であるとの認識に立ち、必要な施策を講じる。

i) いわゆる集中日を避けた日に、交通の便が良い場所で開催する。

ii) 株主総会招集通知に記載した情報を、招集通知の発送に先立ちT Dnet や当社ホームページにおいて開示する。

②当社は、法令で要請される情報以外でも、株主が株主総会でその権利行使するため必要と考えられる情報を開示する。また、図表等の活用を含め平易な説明に努める。

③当社は、招集通知、参考書類、事業報告の記載充実を図るとともに、決算短信、適時開示情報等含め、自社ホームページに掲示して提供する。

④当社は、株主総会が活発な議論の場となるように取組み、議長は積極的に質問を受け付けるよう議事進行をする。

⑤当社は、株主総会終了後、会社提案に対する議決権行使動向および結果の評価を行い、必要なものについては、適切な方法でその措置について株主に開示す

る。

⑥当社は、信託銀行等の名義で株式を補修する機関投資家等が自ら議決権行使を求める場合は、協議の上対応する。

(2) 株主の権利の確保

当社は、どの株主もその保有株式数に応じて平等であるあることを認識し、株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応するとともに、その権利行使に必要な環境整備を行う。

①株式取扱規程に株主権行使に係る手続きとその担当部署を定めるとともに、株主権行使に必要と考える情報を当社ホームページ上に開示し、遅滞なく適切に行使いただけるよう情報の発信と体制を整備する。

(3) 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、当社の継続的な成長と企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主および投資家等との対話を促進する。

①株主および投資家との建設的な対話全般は、総務部長が統括し全体調整を図る。対話の目的に応じて面談に応じるなど、円滑かつ効果的な対話の推進に努める。

②株主との建設的な対話を補助するため、経理部等関連各部署と相互に情報を共有し、有機的に連携しながら対応を図る。また、定期的に当社の株主構造を把握する。

③対話に応じた役員等は、対話を通じて得られた株主の関心、意見、懸念等を取締役会に報告し、取締役及び監査役をその情報を共有する。

④情報資産管理規定に則り、会社情報を管理し、インサイダー情報の漏えいを防止する。

(4) 資本政策に関する基本方針

当社は、当社の資本政策の動向が株主の利益に重大な影響を与えることを認識し、資本政策の基本方針として以下を定める。

①株主価値を維持向上するために株主資本利益率（R O E）の向上を目指とする。R O Eを向上させるために、投下資本利益率（R O I C）を経営指標の一つとする。

②支配権の変動や大規模な希釈化をもたらすおそれのある資本政策を実行するときは、株主に対する受託者責任を全うする観点から、成長戦略および事業戦略の推進、中長期的な企業価値の向上の観点で、当該施策の必要性と合理性について取締役会で十分に審議し、開示資料の記載内容の充実をはじめとした株主や投資家への十分な説明を行うものとする。

(5) 政策保有株式に関する基本方針

①基本方針

当社は、おもに取引の安定維持・拡大を図ることを目的に、主として取引先

からの保有要請を受けた場合において、当該取引先の株式を取得して保有する。

②議決権の行使基準

当社は、政策保有株式の議決権行使に当たっては、個々の議案を精査した上で、株主利益を軽視していない限り当該取引先の会社提案を尊重する。ただし、当該取引先に不祥事または反社会的行為が発生した場合には、コーポレートガバナンスの改善に資するよう議決権行使する。

(6) 会社支配に関する基本方針

当社の株式は譲渡事由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家によって自由な取引がなされている。従って、当社の財務および事業の方針決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されるところを基本としている。よって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案があった場合、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の自由な意思に依拠すべきであると考える。

ただし、一方で当社はお客様に安心で安全な食の提供を通じて社会に貢献していくたいと考えており、当社の財務および事業の方針決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの良好な信頼関係を維持し、当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させるものでなくてはならないと考える。従って、当社の企業価値や株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為やこれに類する行為を行なう者は、当社の財務および事業の方針決定を支配する者として適当ではないと考える。

(7) 関連当事者間取引に関する基本方針

- ①当社が、役員との間で法令に定める協業取引および利益相反取引を行うに当たっては、取締役会の承認を受けて実施し、結果を取締役会に報告する。
- ②当社は、当社と取締役・執行役員またはその家族との間で行われた取引の有無およびその内容について、年に一度調査を行う。また、随時監査役監査、内部監査において確認する。

8. 従業員との関係

(1) 行動指針の策定

当社は、社員一人ひとりがその能力を精一杯発揮できる場であることが企業の競争力の源泉であり、社会への貢献に繋がる経営の基盤であるとの認識の下、社内の風通しを良くし自由闊達な気風の中で全員が一つの方向に向かって協力に結束し、企業全体として創業力が発揮できるよう社員の行動指針を策定する。

(2) 行動指針の周知

当社は、全社員に行動指針を浸透させるため、それらが掲載された資料を配布するほか、定期的に勉強会等の機会を設け、全社員の理解に資する。

(3) モニタリング

①相談窓口の設置

当社は、行動指針や規則等に反する行為が行われ、または行おうとされている場合の報告体制として、当社従業員が組織に制約されずに相談できる窓口を社内外に設置する。

②当社は、公益通報取扱規程を制定して、内部通報による情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止を定め、全従業員に周知徹底する。

(4) 多様性の確保

当社は、当社で働く従業員に多様な視点や価値観が存在することが経営上の成果に繋がるという認識に立ち、従業員の多様性の確保に取り組む。当社店舗における女性の指導的役割を見直しを通じて女性がいきいきと活躍できる職場環境を整備し、推進する。

9. お客様との関係

当社は、飲食店事業を通じて「お客様への四つの誓い(1.良いものを安く 2.早く 3.清潔に 4.最高の雰囲気で)」の実践を推進することが社会における存在意義を表すものという認識に立ち、安全で高品質な食とサービスの提供を通してお客様の満足を追求します。

10. 取引先との関係

当社は、お客様に安全で安心な食の安定的な提供を行うために最大限の注意を払いすべての取引先との関係においても、慣例法令を順守し、公正かつ透明なビジネスの実現に努める。

食材等の調達については、その安全性はもとより仕入先が事業活動に係る法令順守に努めているかについても最大限の中義務を果たすものとする。

11. 社会との関係

当社は、社会の期待や信頼に応え、社会の持続的発展に寄与し、社会になくてはならない存在であり続けるべく食の事業を通じて社会に対する役割と責任を果たすべく取り組んでいく。

12. 情報開示の基準

①当社は、すべての株主や投資家に対し公平な情報開示を適時適切に行うため、情報管理統括責任者を置き、統括管理する。

②情報開示に当たっては、ステークホルダーの視点に立ち、わかりやすい表現を工夫する。

13. その他

本基本方針は、当社取締役会がこれを定め、環境の変化等に応じて隨時見直すものとする。